

処分通知書

平成24年度幹事長発1号

平成24年5月29日

飯田 哲史 殿

去る平成24年5月3日、新聞報道で、貴殿の事務所費にあてた政務調査費の一部が貴殿を後援する政治団体に政治献金され、政務調査費の一部が還流された、との疑惑が報じられた。

これに関し、本市会議員団が調査を行い、認定した事実と、上記新聞報道との間に異なる部分があったものの、貴殿が、自ら管理すべき事務所の賃料の決定等を第三者に一任し、その管理責任を怠ったことにより、疑惑を招いた事実は否定できない。

よって、上記貴殿の行為に対し、慎重に審議を重ねた結果、貴殿が事務所費にあてた政務調査費を自主的に全額返還するとし、上記政治献金も全額返金したことも考慮した結果、貴殿を下記のとおり嚴重注意処分に処することを決定し、貴殿の反省を求めることとした。

その旨をここに通知する。

記

今後、いやしくも市民の血税である政務調査費を使用するにあたっては、市民の疑惑を招かないよう徹底した透明性を図り、政務調査費を適正に執行し、万全を尽くすよう嚴重注意する。

大阪維新の会大阪市会議員団

幹事長 美延 映夫

